

議第52号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例の制定について

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項第3号中「1メートル未満」を「0.01メートル未満」に、
「は、1メートルとみなして」を「を切り捨てて」に改め、同条第2項中
「同項」の右に「(第2号を除く。)」を加え、同項に後段として次のように
加える。

この場合において、1の年度における占用期間が30日以下であるときは、
当該年度分の占用料の額は、1月分に相当する額とする。

第19条第6号を次のように改める。

(6) 電気、電気通信、ガス、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管並びに
各戸引込電線

別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項中

540
310
31
3
2
260
620

を

500
290
29
3
2
250
590

に改め、同表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

86	13
120	19
180	28
250	37
370	56
490	75
860	130
1,200	190
2,000	300
1,100	170

を

86	12
120	18
180	26
250	35
370	53
490	70
860	120
1,200	180
2,000	280
1,200	180

に改め、同表備考3中「電柱及

びその支柱類、電話柱及びその支柱類」を「電柱及び電話柱（それらの支柱類を含み、周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市里道管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(平成30年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいてもこの条例による改正前又は改正後の京都市里道管理条例第12条第1項又は第4項の規定による許可を受けている占用物件について、この条例による改正後の京都市里道管理条例の規定により算定した平成30年度の占用料の額が、この条例による改正前の京都市里道管理条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

提案理由

里道の占用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。